

文部科学大臣様

子どもたちのすこやかな発達を保障するため

## 養護教諭の大幅定員増を求める要求署名

取扱団体 全日本教職員組合

子どもたちが人間らしい成長・発達を遂げるための教育条件づくりは、現在の複雑な社会の中で育つ子どもたちのからだところの健康を保障するためには不可欠です。

2006年度は政府予算に向けて第8次定数改善計画策定のための概算要求を行いながら、財務省などからの圧力により実現しませんでした。しかも、いまだに第7次（高校6次）定数改善計画も完結していません。2007年度政府予算に向けて再度第8次（高校第7次）定数改善計画を策定するよう強く要求します。また「高等学校設置基準」が改悪され養護教諭の配置が「努力義務」に後退しましたが、「全ての高等学校に養護教諭を配置しなければならない」に戻すよう強く要望します。そして、国民の要求である30人学級の早期実現と、すべての学校（園・課程）への養護教諭配置と複数配置の大幅拡大を願い、次の事項を国の責任において実施するよう強く求めます。

- 1 第7次（高校第6次）定数改善計画（小学校851人以上、中学校・高校801人以上、特殊教育諸学校61人以上）を早急に完結すること。あわせて、第8次改善計画策定を急ぐこと。
- 2 幼稚園・小学校・中学校（夜間を含む）・高等学校（定時制・通信制・分校・単位制を含む）・盲・聾・養護学校への養護教諭の全校（分校・分教室を含む）・園配置を早急に実現すること。小中学校の学校間距離が500メートル以内の学校、小・中併設校の場合を1校とみなす条項を廃止すること。
- 3 複数配置基準を子どもと学校の実態に見合うようにすること。盲・聾・養護学校には、学部ごとに1名以上配置すること。災害時、緊急事態発生時の学校にはすみやかに複数配置すること。
- 4 定数内の臨時配置を解消し、正規の養護教諭を配置すること。
- 5 国公立大学教員養成課程に、養護教諭の養成課程を設置すること。

氏名	住所

取扱組織

## 今、全国の保健室では

大人社会の格差が、子どもたちにも確実に広く深く浸透してきています。このような状況で当然、子どもたちのもっていく場所のない心の叫びは、身体の不調となって現れています。

けがをしたり、具合の悪い子の手当てをしながら、一方で不登校傾向の子や友だち関係をむすべない子への対応と、養護教諭の仕事は多種多様になっています。

## 今、高校では

高等学校設置基準が改悪され、養護教諭が「必置制」から「必要に応じて置くものとする」とされました。

このことにより、今まで、「必置制」であるにもかかわらず、養護教諭の配置が不十分であった定時制や単位制、配置基準すらない通信制の高校については、いっそう養護教諭の配置が遅れることとなります。

また、今まで当然のように配置されていた高校においても養護教諭が引き上げられる心配があります。

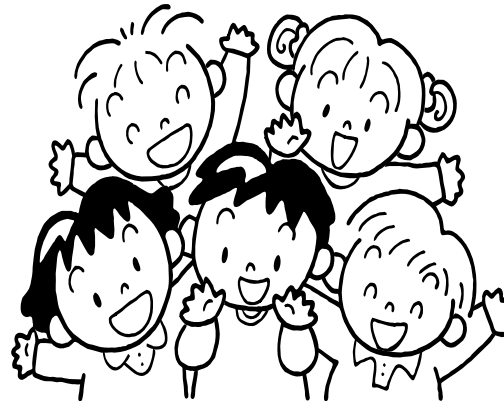
すべての学校に養護教諭を！

保健室に複数の養護教諭を！

## 複数配置になると

2人の養護教諭が「主に児童・生徒に対応する」役割と「その対応や児童・生徒を客観的に判断する役割」を分担することができ、よりの確な判断とともに、子どもたちの要求に応えることができるようになります。

子どもたちの抱える問題も、複数いることで客観的に捉えることができ、入学から卒業まで経年的にとらえることができます。



## 障害児学校では

年々、重度化、重複化がすすみ、医療的ケアを必要とする子や、1対1できめ細かな対応が必要な子どもたちも多くなっています。

宿泊を伴う行事や校外学習の引率も多く、子どもたちによりていねいにかかわるためには、学部に1名の配置が望まれます。